

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成27年10月8日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 工事施行者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうちの1. 建築基準法第19条の奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第2号の適用にあたって平成〇〇年夏頃の元番地 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇、地目 田、面積〇〇〇〇㎡（平成〇〇年〇〇月〇〇日付 分筆地 〇〇番〇〇、地目 田、分筆面積〇〇〇㎡を含む）全部の地上げ盛り土に伴い設置された擁壁に対する建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による適合する旨の検査済証」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年10月22日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年11月10日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成27年11月19日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

不開示決定を取り消す。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

請求対象の行政文書は、地目に係る文書ではなく、建築物の敷地外にある擁壁が対象外ということではない。

開示しない理由は、根拠がない。

(2) 意見書

ア 本件の経過について

理由説明書のとおりである。

イ 理由説明について

(ア) 第1段落については、理由説明のとおりである。

(イ) 第2段落については、おおむね理由説明のとおりである。

(ウ) 第3段落については、実施機関による平成27年11月2日付（高土第118号の10）の行政文書不開示決定によれば、本件開示請求に係る建築確認申請（以下「本件建築確認申請」という。）については、建築主事に対し敷地の地盤調査書の提出がなく、更には平成27年10月8日付（高土第118号の6）の行政文書不開示決定の2によれば工事完了時の建築主事に対する完了検査の申請がない。

したがって、本件建築確認申請に係る添付図書（敷地断面図を含む。）等については、建築主事による現地においての建築物の敷地等についての審査及び検査が一切行われていない。

しかも、本件開示請求に係る建築確認（以下「本件建築確認」という。）時（申請日付：平成〇〇年〇〇月〇〇日、確認日付：平成〇〇年〇〇月〇〇日）に敷地の農地転用手続並びに生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条第1項が規定する行為制限解除が未済である。（分筆地解除：平成〇〇年〇〇月〇〇日、元番地解除日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）

本件建築確認申請は、建築士法（昭和25年法律第202号）抵触を否定することができない。

よって、第3段落の敷地断面図（〇〇〇〇一級建築士作成による）の記載事項のみに依拠した結論は妥当性を欠くと言えよう。

(エ) 第4段落については、「奈良県建築基準法の手引き」建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条（工作物への準用）に示される建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第5号（高さが2メートルを

超える擁壁)の建築基準法第88条第1項の工作物への準用規定は、農地を除外するものではなく、同「手引き」の当該運用規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第15条第1項の規定に反する当該運用規程を根拠とした結論は、失当である。

(オ) 第5段落については、これ迄、奈良県高田土木事務所〇〇〇〇建築課長のご高説を口頭或いは文書により繰り返し拝聴拝受してきたところである。異議申立人が、平成〇〇年夏頃に文筆前の〇〇番〇〇(〇〇番〇〇含む)面積〇〇〇〇平方メートルを地上げ盛土を行った事実を説明して第5段落の判断は、〇〇課長の所掌事務範囲外ではないかと問うと、〇〇課長は、「面積は技術である。」とし、更には「〇〇からの申入れに関しては、都度所長に報告書を提出している。」として譲ることがなかった。

平成28年1月20日付(高土第118号の17)行政文書一部開示決定による開示文書のうちの消防長宛て通知に係る起案書によれば、本件建築確認を担当された当時の〇〇〇〇建築課長は、〇〇〇〇〇。〇〇課長はいったい誰をかばおうとするのであろうか。

〇〇課長のご高説は次記により独自の見解に過ぎない。

先ず、平成〇〇年夏頃に元番地〇〇番〇〇面積〇〇〇〇平方メートル(平成〇〇年〇〇月〇〇日付の分筆地〇〇番〇〇面積〇〇〇平方メートルを含む)は、地上げ盛り土及び擁壁築造行為を行った。

その後〇〇番〇〇面積〇〇〇平方メートルの地積測量及び分筆登記手続が行われた。

i 本件建築確認を取得した敷地の測量分筆登記手続は、測量法(昭和24年法律第188号)第48条及び第49条の規定に反し測量士登録を受けない〇〇〇〇氏による〇〇〇〇〇〇〇〇〇である。

〇〇番〇〇面積〇〇〇平方メートル農地の分筆の経緯は、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項地図としては国土調査の実施年月日の記載がない、精密機器によらない時代の測量による精度区分を甲三とする地図の公共座標値に基づくものであり、かつ土地家屋調査士、測量士等の登録を受けない〇〇〇〇氏による〇〇〇〇〇〇〇〇〇という〇〇登記手続によるものである。いわゆる14条地図の公共座標値による復元測量としては、信憑性が極めて低いものと言えよう。

ii 本件建築確認を取得した敷地は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付の分筆後も所有権の移転がなく、従前の所有権者〇〇〇〇氏の所有のままであった。

分筆地〇〇番地〇〇面積〇〇〇平方メートル農地は、分筆という権利区画の変更後に所有権の移転がなく、従前どおりに元番地〇〇番〇〇の所有権者田中蒼氏のまま、平成〇〇年〇〇月〇〇日付の本件建築確認の建築主である〇〇〇〇氏への相続による所有権の移転登記が生じる迄を推移した。

要するに、元番地〇〇番〇〇と分筆地〇〇番〇〇とは、分筆後も従前どおりの所有権者〇〇〇〇氏の所有に係る〇〇〇〇平方メートル一体の農地であった。

iii 本件建築確認を取得した土地は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付の分筆以前に

5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けた擁壁が設置されたがけに近接する建築物には適用しないと規定している。

本件開示請求は、本件建築確認申請の対象である建築物（以下「本件建築物」という。）が、施行条例第3条第2項第2号の適用を受けているという前提のもとに、同号の適用を証するために本件開示請求に係る建築確認申請書（以下「本件建築確認申請書」という。）に添付された、平成〇〇年夏頃に分筆前の大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番地〇〇に設置された擁壁（以下「本件擁壁」という。）に対する完了検査の検査済証の開示を求めていると思われる。

まず、施行条例第3条第1項が適用されるのは、「高さが2メートルをこえるがけに近接する建築物」である。本件建築確認（申請日付：平成〇〇年〇〇月〇〇日、確認番号〇〇〇〇〇番）の添付図書である敷地断面図には、がけ、擁壁及びその他の段差は記載されていない。そのため、本件建築物は、施行条例第3条第1項に規定する「高さが2メートルをこえるがけに近接する建築物」に該当せず、同項の制限を受けない。したがって、第3条第2項の要件を満たす必要はなく、施行条例第7条第2号各号の適用を証明する書類を提出する必要はない。

また、本件擁壁のある敷地の築造当時の地目は「田」である。平成〇〇年当時の「奈良県建築基準法の手引き」によると、施行令第138条における工作物は、一般的に建築物の敷地内に設け、建築物と関係の深いもの、或いは建築技術者が設計することが多いと考えられるもので、かつ構造耐力上の検討を要するものを指定していると考えられることを考慮すると、建築物と関連のない「農業用耕作地に設ける擁壁」は建築主事による確認は必要のないものと考えられる旨記載されており、農地に設置された擁壁については建築確認は必要ないと解されている。したがって、本件擁壁については、建築確認申請の必要がないため、検査済証も交付されていない。

さらに、本件建築確認（申請日付：平成〇〇年〇〇月〇〇日、確認番号〇〇〇〇〇番）については、本件擁壁築造後、大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇、地目田、面積〇〇〇〇平方メートルは分筆され、分筆地 〇〇番〇〇、地目 田、面積〇〇〇平方メートルに建築された建築物に対するものである。本件擁壁は、本件建築確認申請の敷地外であるため、建築確認（検査）の対象ではなく、検査済証は作成されていない。

以上のことから、実施機関は本件擁壁に対する完了検査の検査済証を作成していないため不存在である。

2 口頭理由説明

建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の審査は、建築主事が、建築計画に係る建築基準関係規定の適合性を確認するものであり、建築基準関係規定以外の審査はできない。また、建築主事が提出を求めることができる図書については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3に定められたもののほか、建築基準法施行細則（昭和25年12月奈良県規則第77号）第2条第2項において、建築主事が必要と認める図書の提出を求める旨定められているが、建築主事が提出を求めることができるのは、建築基準関係規定に定める基準の適合性の審査に必要な範囲内のものに限られる。そして、建築確認においては、

建築主事が現地調査を行う義務はなく、法令等で定められた図書に基づく審査で足りるものである。

なお、本件建築確認においては、建築主から完了届が提出されていないことから、完了検査を行っていないが、近隣住民からの指摘を受けて、平成27年7月17日及び同年12月7日に、実施機関が現地において、当該建築計画に係る建築物は、がけに相当する斜面に近接していないことを確認している。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地名 地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇 一級建築士 工事施行者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうちの1. 建築基準法第19条の奈良県施行条例第3条第2項第2号の適用にあたって平成〇〇年夏頃の元番地 大和高田市春日町〇〇丁目〇〇番〇〇、地目 田、面積〇〇〇〇㎡（平成〇〇年〇〇月〇〇日付 分筆地 〇〇番〇〇、地目 田、分筆面積〇〇〇㎡を含む）全部の地上げ盛り土に伴い設置された擁壁に対する建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による適合する旨の検査済証」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、施行条例第3条に係るものであり、同条は建築基準関係規定に該当するため、本件建築物の建築計画は、同条に適合している必要がある。

同条第1項は、高さが2メートルを超えるがけに近接する建築物は、そのがけの高

さの2倍以上の水平距離を保たなければならない旨規定している。ただし、同条第2項各号に該当する建築物については、同条第1項の規定は適用しないとされている。

異議申立人が開示を求める行政文書は、同条第2項第1号又は第3号に該当する旨を証する図書であるため、当該文書が、建築確認申請の添付図書として実施機関に提出されるためには、本件建築物が、がけに近接する建築物に該当することが前提となる。

これについて実施機関は、本件建築確認申請書に添付されている敷地断面図に、がけ、擁壁及びその他の段差が記載されていないことから、本件建築物は、がけに近接する建築物に該当しないと説明している。

異議申立人は、敷地断面図のみにより判断すべきではないと主張しているが、実施機関の説明によると、建築確認申請においては、提出する図書が施行規則で定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことである。

したがって、異議申立人の主張は採用できない。

ところで、実施機関においては、建築行為が完了した旨の届出が建築主から提出された後に実施する完了検査において行い、建築物が建築基準関係法令に違反している場合には、是正指導等を行うとのことである。

そうすると、建築確認申請の審査の段階では、本件建築物ががけに近接する建築物に該当しないと判断されたとしても、現地確認により本件建築物ががけに近接することが確認されれば、事後的に、異議申立人が開示を求める文書が実施機関に提出されることがあり得ることになる。

この点について実施機関に説明を求めたところ、本件建築物については、建築行為が完了した旨の届出が提出されていないものの、近隣住民からの申出を受け、現地を確認した結果、本件建築物は、がけに近接する建築物に該当しないと判断したとのことであった。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

また、異議申立人は、本件建築物の敷地となる土地が本件建築確認申請の前に分筆されていることを踏まえ、開発許可申請の要否に係る実施機関の考え方が妥当でない旨主張しているが、当審査会は、本件決定の妥当性を判断するものであり、実施機関の事務処理の妥当性を判断するものではない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める行政文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成27年11月19日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成27年12月22日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成28年 2月29日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成29年 3月17日 (第205回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成29年 4月21日 (第206回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 7月20日 (第209回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年 8月24日 (第210回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成29年 9月20日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈 良 女 子 大 学 研 究 院 生 活 環 境 科 学 系 教 授 (住 生 活 ・ 住 環 境 学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同 志 社 大 学 政 策 学 部 准 教 授 (行 政 法)	
の だ た か し 野田 崇	関 西 学 院 大 学 法 学 部 法 律 学 科 教 授 (行 政 法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元 産 経 新 聞 社 記 者	